

農林水産商工常任委員会資料

(令和7年7月22日)

項 目

- 日野川流域の取水制限の開始について 2 ページ

企 業 局

日野川流域の取水制限の開始について

令和7年7月22日
河 川 課
農 地 ・ 水 保 全 課
企 業 局 工 務 課

5月中旬から渇水状況となっている日野川流域において、7月14日から取水制限（一律10%）が開始されました。7月16日に開催された日野川流域水利用協議会幹事会では、農業や漁業への配慮から、今後の取水制限率の引き上げと解除についてきめ細かく対応していくことを確認しました。

1 河川の流況

日野川流域では7月の降水量が平年の2割程度となっており、5月中旬以降、渇水状況が続いている。7月13日には取水制限を開始する基準流量〔車尾堰（くずもぜき）地点の日平均流量1.00 m³/s〕に対し、今期最低となる0.11 m³/sを記録した。

その後、降雨等により7月16日時点で8.52 m³/sに回復しているものの、日野川上流の菅沢ダムの利水貯水率は7月16日時点で46.4%〔平均貯水量（H27～R6）の8割程度〕となっており、引き続き注視していく必要がある。

なお、気象台の予報（7月17日発表）によると、向こう1か月の降水量は平年並か少ない見込みである。

2 「日野川流域水利用協議会」の開催状況

渇水状況が顕著であることから、7月9日に同協議会が開催され日野川流域の状況を確認し、14日から取水制限を開始した。その後、16日に同協議会幹事会が開催され、次のとおり合意した。

引き続き、流況の変化に応じて、水利用協議会で調整を図りながら対応していく。

【合意事項】

- | |
|--|
| <p>① 降雨により一時的に流量回復したものの、当面まとまった降雨が見込めないため、取水制限（10%）を継続する。</p> <p>② 取水制限率の引き上げ（10%→15%→・・・）と解除については、農業・漁業への配慮からきめ細かく対応していく。</p> |
|--|

《出席者》国土交通省日野川河川事務所、鳥取県、同企業局、西部地区市町村、各土地改良区（米川、箕蚊屋、西部、尾高井手）、王子製紙（株）、中国電力（株）、日野川水系漁業協同組合

《出席者の意見》

〔各土地改良区〕・・・・・・・・・・取水制限には協力する。取水制限率の引き上げと解除についてはきめ細かく対応してほしい。

〔日野川水系漁業協同組合〕・・・・・・・・・・瀬切れしないよう魚類への配慮をお願いする。

※「瀬切れ」とは、水量が少なく川の流れが途切れてしまう状態。

3 取水制限等の対応状況

7月14日10時に取水制限（一律10%）を開始。

今後、流況が悪化した場合は、日野川河川事務所と調整の上、日野川第一発電所（県企業局）の発電放流を実施していく。

【基準】車尾堰の流量が1 m³/sを下回った場合は、一律10%から段階的（15%、20%）に取水制限を実施。

〔R1〕制限率10%、8日間 〔R4〕制限率20%、59日間 〔R6〕制限率10%、17日間

（※制限率は制限期間中の最大値）